



## 大気環境の保全

### 1 大気環境の現状

県では大気汚染状況を把握するため一般環境大気測定局（15局）及び自動車排ガス測定局（1局）を設置し、常時監視を行っています。平成21年度は、二酸化硫黄（※1）、二酸化窒素（※2）、一酸化炭素（※3）、浮遊粒子状物質（※4）ともすべての測定地点で環境基準（※5）を達成しました。また光化学オキシダント（※6）は、すべての測定局で環境基準を達成できませんでした。なお、平成21年4月11日、長井高野局で注意報発令基準（0.12ppm）に達したことから、県内で初めて西置賜地域に光化学オキシダント注意報を発令しましたが、健康被害の報告はありませんでした。

- （※1）二酸化硫黄／重油や石炭の燃料に含まれる硫黄分が燃える過程で生成され、主に工場などから排出されます。
- （※2）二酸化窒素／物が燃える過程で生成され、工場や自動車などから排出されます。
- （※3）一酸化炭素／物の不完全燃焼により発生し、主に自動車から排出されます。
- （※4）浮遊粒子状物質／大気中に浮遊している10μm以下の小さな粒子状の物質で、ディーゼル車などから排出されます。
- （※5）環境基準／私たちの健康と生活環境を守るため、維持されることが望ましい基準として設定されています。
- （※6）光化学オキシダント／大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こして発生するオゾン等の酸化力の強い物質をいいます。濃度が、緊急時の発令基準（0.12ppm）を超えた場合は、注意報等を発令し、必要な対応を行います。

### 測定局・測定項目一覧表

#### 1 一般環境大気測定局

地区	市町	測定局	測定項目			
			二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
村山	山形市	1 山形十日町	○	○	○	○
		2 山形飯田	○	○	○	
	天童市	3 天童老野森	○	○	○	
	上山市	4 上山元城内	○	○	○	
	寒河江市	5 寒河江西根				○
	村山市	6 村山楯岡笛田				○
置賜	米沢市	7 米沢金池	○	○	○	○
	長井市	8 長井高野				○
庄内	酒田市	9 酒田若浜	○	○	○	○
		10 酒田光ヶ丘	○	○	○	
		11 酒田上田	○	○	○	
	遊佐町	12 遊佐	○	○	○	
	庄内町	13 余目	○	○	○	
鶴岡市	14 鶴岡西新斎	○	○	○	○	
最上	新庄市	15 新庄下田	○	○	○	○

#### 2 自動車排ガス測定局

地区	市町	測定局	測定項目			
			浮遊粒子状物質	二酸化窒素	一酸化炭素	炭化水素
村山	山形市	山形下山家	○	○	○	○

#### 3 発生源局

庄内	酒田市	発生源局	酒田共同火力発電(株)
----	-----	------	-------------

### 2 工場・事業場の固定発生源対策

「大気汚染防止法」により、工場や事業場から排出されるばい煙や一般粉じんなどの排出規制が行われており、ばい煙や一般粉じんなどを発生させる施設への立入検査を実施し、適正な施設管理の監視、指導を行っています。

### 3 騒音・振動・光害対策

騒音及び振動については、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づき、13市16町において規制地域を指定（平成21年度末現在）するとともに、工場や建設作業など事業活動から発生する騒音や振動の規制を行っています。さらに、「県生活環境保全条例」により拡声機の使用や深夜のカラオケ営業等の近隣騒音について規制を行っています。

自動車騒音については、一部環境基準を達成していない地域もあることから、関係機関で連携を図り、各種施策を総合的に推進していく必要があります。

また、光害に係る目立った被害苦情は寄せられていません。

### 4 悪臭防止対策

悪臭については、「悪臭防止法」に基づき、物質濃度規制は7市6町、臭気指数規制は6市10町で規制地域を指定（平成21年度末現在）し、工場・事業場から排出される悪臭の規制を行っています。



## 水環境の保全

### 1 水環境の現状

河川や湖沼、海などの「公共用水域」について、水質測定計画に基づき75水域、109地点で水質の監視を実施しました。平成21年度はBOD（※7）については全ての水域で環境基準値を達成しました。

地下水については、合計182地点で概況調査及び定期モニタリング調査などを行いました。平成21年度の調査では、環境基準値を超過した地点が確認されました。

また、県内11の海水浴場において、遊泳期間前の5月に水質調査を行いました。すべてが海水浴場に適した水質でした。

（※7）BOD（生物化学的酸素要求量）／水中の汚れが微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、数値が大きいくほど汚れています。

### 2 生活排水対策

#### ① 下水道

本県の公共下水道の整備状況は、県内35市町村のうち32市町村において事業が実施され、下水道事業を実施しているすべての市町村で供用を開始しています。なお、平成21年度末の下水道普及率は71.4％と平成20年度より1.3ポイントの伸びとなりました。

#### ② 農業集落排水

農村におけるし尿、生活雑排水などの汚水が農業用排水路に混入し、農業用水の水質が悪化するのを防ぐため、汚水又は雨水を処理する施設の整備、改善を行っています。これらは、農村の居住環境の改善にも役立っています。平成21年度末現在で、整備人口は8万7,782人で85％の整備率となりました。

## きれいな川(BOD値による順位)

平成21年度				平成20年度			
順位	BOD値 (mg/ℓ)	河川名	地点名(所在地)	順位	BOD値 (mg/ℓ)	河川名	地点名(所在地)
1	<0.5	立谷川	山寺橋 (山形市)	1	<0.5	玉川	荒川合流前 (小国町)
2	0.5	寒河江川 上流	高瀬橋 (西川町)	3	0.5	大樽川	浄水場利水点 (米沢市)
		寒河江川 下流	溝延橋 (河北町)			赤川	東橋 (鶴岡市)
		庄内小国川	岩川橋 (鶴岡市)			庄内小国川	岩川橋 (鶴岡市)
		鼠ヶ関川	蓬菜橋 (鶴岡市)			荒川	赤芝発電所 (小国町)
		荒瀬川	八幡橋 (酒田市)			立谷沢川	東雲橋 (庄内町)
		大樽川	浄水場利水点 (米沢市)				

## よごれた川(BOD値による順位)

平成21年度				平成20年度			
順位	BOD値 (mg/ℓ)	河川名	地点名(所在地)	順位	BOD値 (mg/ℓ)	河川名	地点名(所在地)
1	14	逆川	堰川橋(山形市)	10	逆川	堰川橋(山形市)	
2	4.5	沼川	最上川合流前 (寒河江市)	5.6	沼川	最上川合流前 (寒河江市)	
3	4.1	小牧川	中島橋(酒田市)	3.4	小牧川	中島橋(酒田市)	

### ③ 浄化槽

浄化槽の設置基数は年々増加してきましたが、下水道等の整備が進んだことから、近年は減少傾向となっています。浄化槽は、大きく区分してし尿(水洗便所汚水)だけを単独で処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽に分かれますが、単独処理浄化槽は生活環境保全上の問題が多く、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めています。なお、平成20年度末の合併処理浄化槽の設置基数は28,476基で、平成19年度末から969基増加しています。

## 3 土壌・地盤環境の保全

土壌は、食糧生産や水源かん養など多様な機能を有していますが、有害物質により土壌が汚染されると人への健康被害が懸念されます。このため、県内の土壌環境基準等適合状況調査を実施し、土壌汚染防止対策の指導を行っています。

また、地盤沈下は主に地下水の過剰揚水によって起こりますが、本県においては、山形市と米沢市で近年は沈静化の傾向にあるものの、なお進行しています。県では、地下水位等を観測し、地盤沈下対策を行っています。

(※8) 典型7公害/①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭の7つを指します。

## 4 化学物質の環境リスクの低減

### ① ダイオキシン問題への取組み

平成21年度、県内延べ58地点で環境中のダイオキシン類の汚染状況を調査したところ、いずれも環境基準値を下回っていました。

また、ダイオキシン類を排出する焼却施設等は「ダイオキシン類対策特別措置法」により特定施設として県への届出と自主測定が義務付けられているとともに、排出基準が定められています。

自主測定の結果、稼働中の焼却施設等139施設で測定が行われ、その内3施設が排出基準値を超過していたことから、改善指導を行いました。

### 環境中ダイオキシン類測定結果一覧(平成21年度)

分類	環境媒体	区分	測定地点	測定値 (最小~最大)	環境基準
大気環境	大気	住宅地域	5	0.0096 ~ 0.020	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
		発生源周辺	2	0.012 ~ 0.015	
水環境	水質	河川、湖沼、海域	17	0.023 ~ 0.49	1pg-TEQ/ℓ以下
		底質	17	0.19 ~ 8.9	150pg-TEQ/g以下
土壌環境	土壌	発生源周辺	17	0.14 ~ 9.5	1,000pg-TEQ/g以下

### ② 化学物質の適正管理の促進

「PRTR届出制度」は、事業者が人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質を環境中や事業所外にどのくらい排出・移動させたかを、県を經由して届出し、国が集計、公表するしくみです。事業者の自主的な管理と、得られた基礎データを国民、事業者、行政、研究者が共有することにより環境汚染の未然防止の推進が期待されています。

## 5 公害被害等の防止と解決

公害苦情については、第一義的には市町村で処理し、複数の市町村にまたがる場合などは県が処理することになっています。平成21年度に新たに県や市町村が受け付けた公害苦情件数は1,602件で、平成20年度に比べ、308件増加しました。典型7公害(※8)のうち、最も多いのは悪臭の853件です。

また、公害紛争については、県が「公害審査会」を設置し、その処理にあたることとしています。

